

新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少した世帯へ

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の 減免(徴収猶予)ができます

- 問 ●国民健康保険について=保険年金課 ☎445・1204
●後期高齢者医療制度について=保険年金課 ☎445・1207
●介護保険について=高齢者支援課 ☎445・1380

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対して基準に該当すると認められるときは、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収猶予と減免を実施します。国民健康保険料と介護保険料は、減免の申請に必要な実績の書類を揃える期間は徴収猶予が可能です(延滞金はかかりません)。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

対象・減免区分

全額免除

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病(治癒まで約1カ月)を負った世帯

保険料の一部を減額(徴収猶予)

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の種類別で、いずれかが昨年と比べて30%以上減収する見込みの人(事業の廃業・失業を含む)

※昨年の所得のうち、収入減少が見込まれる種類以外の所得の合計額が400万円超の人は対象外

※国民健康保険料と後期高齢者医療保険料は、昨年の所得合計額が1,000万円超の人は対象外

申請方法

市ホームページにある申請書(または窓口で配布)に記入し、必要書類を添付して郵送、または窓口で提出

- 申請期限 ●徴収猶予=9月30日(水)
●減免=3年3月31日(水)

減免対象 原則として令和2年2月1日～3年3月31日に納付期限のある保険料



市ホームページ

休日申請窓口を開設

6月21日(日)9時～12時に市役所1階市民ホールで休日申請窓口を開設します。

市税納付の猶予について

問 収税課
☎445・1164

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例が設けられました。詳しくはお問い合わせください。

住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症などの影響で 家賃が払えない人を援助します

新型コロナウイルス感染症の影響による休業などで収入が減少し、住居を失う恐れが生じている人に対して、原則3カ月間、住居確保給付金を支給します。

※賃貸住宅の家賃の支払いを支援する制度です

対象 現在、住居がない、または住居を失う恐れのある、次のいずれかの条件を満たす人。

●離職などから2年以内 ●やむを得ない休業などにより収入を得る機会が減少し、離職などと同様の状況にある

※就職活動を行うことが前提です

※収入要件があります

支給上限額 ●単身=41,000円 ●2人世帯=49,000円

●3人世帯=53,000円

支給期間 原則3カ月

※一定の条件を満たす場合は、最大9カ月支給

問 社会福祉課 ☎445・1286

新型コロナウイルス感染症の影響で 休業・失業した個人・世帯向け

生活費用の貸し付けを行います

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し生活に困窮する世帯に、生活費などの貸し付けを県社会福祉協議会が行っています。

緊急小口資金

対象 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のために貸し付けを必要とする世帯

貸付額 20万円以内

総合支援資金

対象 失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※住居を有していることなど要件があります

貸付額 ●単身世帯=月額15万円以内

●2人以上世帯=月額20万円以内

貸付期間 原則3カ月以内

共通事項

注意 県社会福祉協議会の審査あり

申し込み いずれも市社会福祉協議会 ☎444・2231

「新しい生活様式」を実践して 新型コロナウイルス感染症を予防しましょう!

問 健康増進課 ☎445・1390

一人一人の基本的 感染対策

- 身体的距離の確保
- マスクの着用
- 小まめな手洗い

日常生活の各場面別の 生活様式

- 食事は大皿を避けて、料理は個々に
- 親族行事は多人数での会食を避ける

日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- 咳エチケットの徹底
- 「3密(密閉、密集、密接)」の回避
- 発熱、風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

働き方の新しいスタイル

- テレワーク
- ローテーション勤務
- 時差通勤

「新しい生活様式」の中でも 熱中症 に注意しましょう!

夏季のマスク着用について



夏季になり、気温・湿度が高い中でマスクの着用が続くと、熱中症のリスクが高くなります。感染症と熱中症の両方を防ぐために、次のように心掛けましょう。

●屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクを外す

●マスクを着用している間は、強い負荷のかかる作業は避けましょう

●マスクを着用したまま運動・スポーツをすると、水分補給を忘れたり、体温が下がりにくいことがあるので、注意しましょう

室内の換気について

暑いときは、エアコンを使用して室温を調整しつつ、定期的に換気(換気扇を回す、窓を開けるなど)も行いましょう。換気の際、室温が高くなるので、エアコンの温度設定を調整しましょう。



 健康だより



受動喫煙と歯科について

タバコの煙に含まれるニコチン、タール、一酸化炭素をはじめとした様々な有害物質により、高血圧、糖尿病、脳卒中、心臓病、喘息、うつ病、がんなどの病気になるのは、よく知られていることと思います。

口腔は体の中で最初にかつ直接、喫煙の影響を受ける臓器です。喫煙により口腔がん、むし歯、歯肉の黒色化、歯の着色、味覚の変化、不快な口臭が発生しますし、特に歯周病を悪化させる要因になります。喫煙者は非喫煙者に比べて、歯周病にかかるリスクは2～8倍といわれています。気付かない内に歯を支えている骨や歯肉が破壊されてしまうのです。

タバコを吸わない人が、漂う不完全燃焼のタバコ副流煙を吸い込んでしまうことを、受動喫煙と言います。この煙の方が有害物質の濃度が高く、タバコを吸う人と同等以上に健康被害を受けます。親がタバコを吸う場合、子供は喘息、咳、気管支炎や中耳炎、むし歯にも影響するという報告があります。

望まない受動喫煙を防止するために健康増進法が改正され、病院、歯科診療所では敷地内禁煙になりました。喫煙直後ではタバコ臭が残り、呼気からは有害物質が出続けます。受動喫煙防止のために喫煙後45分は病院、歯科診療所に入るのをお控えくださいますようお願いします。

(公社)船橋歯科医師会

ストップ!
ATM 振り込め詐欺

市役所からの還付は、絶対にATMは使いません。不審に思ったら、必ず市役所に確認しましょう。

納期限は6月30日(火)

- 市・県民税 (第1期)
- 国民健康保険料 (第1期)
- 介護保険料 (第1期)
- 下水道受益者負担金(第1期)
- ※納付・納税は口座振替が便利です
- ※納期限を過ぎると延滞金がかかります

7月1日から再開

**社会福祉センターの
利用にあたってご協力を**

**必ずマスクをして
利用してください**

☎高齢者支援課 ☎445・1375

社会福祉センターの7月1日(水)からの再開にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止策にご協力をお願いします。

- 必ずマスクを着用する
- 浴室は、当分の間利用を休止
- 3時間以内で利用する
- 「3密(密閉・密集・密接)」や「飛沫感染」を避けるため、身体が触れ合うダンス、囲碁、将棋、麻雀、合唱、カラオケの利用は当分の間休止
- 最低限の水分補給を除き、館内での飲食は原則禁止
- マッサージ機などを利用する場合は、バスタオルを持参
- 来館時の名簿記入にご協力ください(名簿は保健所などへ提供する場合があります)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、再度閉館する場合があります



健康・福祉ボード



☎ 宛先の記載のないものは健康増進課

令和2年度がん検診 受け付け終了

2年度がん検診は、定員に達したため受け付けを終了しました。3年度分の申し込みは3年1月開始の予定です。
☎ ☎445・1390

**妊娠中にも歯科健診を受けましょう
～子ども連れでもお気軽に～**

妊娠中は口のトラブルが起こりやすいため、歯科健診を受けましょう。希望者は口腔(こうくう)ケア体験も受けられます。
☎ 歯科健診・結果説明
時 7月16日(木) 13時～14時受け付け
※時間は申し込み時に指定
所 総合福祉保健センター3階
持 母子健康手帳
申 ☎445・1394

個別育児相談会

☎ 乳幼児の身体計測、助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談
対 乳幼児とその保護者1人
※付き添い不可。ただし、対象の乳幼児以外の子どもの預け先がない場合はご相談ください
時 7月2日(木)
●9時30分から
●10時20分から
●11時10分から(1組45分)
所 北中沢コミュニティセンター
持 母子健康手帳、バスタオル
申 ☎445・1393

国民健康保険・後期高齢者医療制度

2年度 保険料が変更になります

国民健康保険料

☎ 保険年金課 ☎445・1204

2年度の保険料納入通知書を、6月中旬に送ります。なお、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減基準額および賦課限度額が変更になります。

低所得者に係る保険料軽減措置の拡充

保険料が5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の、軽減判定所得の引き上げを行います。基準額の変更は次のとおりです。

5割軽減基準額＝基礎控除額33万円＋28万5千円×(被保険者数＋後期高齢者医療制度へ移行した人数)

2割軽減基準額＝基礎控除額33万円＋52万円×(被保険者数＋後期高齢者医療制度へ移行した人数)

賦課限度額の引き上げ

保険料の算定において、医療分の賦課限度額を63万円、介護分の賦課限度額を17万円に引き上げます。

**後期高齢者
医療保険料**

☎ ● 県後期高齢者医療広域連合 ☎043・308・6768
● 保険年金課 ☎445・1207

2年度の保険料納入通知書を、7月中旬に送ります。なお、後期高齢者医療制度の保険料率および軽減基準額が変更になります。

2年度保険料の算定方法

年間保険料額(上限64万円)＝均等割額4万3,400円＋所得割額{賦課のもととなる所得金額(令和元年中総所得金額などー基礎控除額33万円)×8.39%}

低所得者に係る保険料軽減措置の拡充

保険料が5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の、軽減判定所得の引き上げを行います。基準額の変更は次のとおりです。

5割軽減基準額＝基礎控除額33万円＋(28万5千円×被保険者数)

2割軽減基準額＝基礎控除額33万円＋(52万円×被保険者数)

軽減判定所得(33万円以下)の人の軽減割合変更

- 軽減判定所得が33万円以下の場合(世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得なしの場合)＝7割軽減
- 軽減判定所得が33万円以下の場合(上記以外の場合)＝7.75割軽減

**電話 de 詐欺に注意! 「すぐにお金が必要だ」そんな電話があったら
電話 de 詐欺相談専用ダイヤル ☎0120・494・506 に相談を!**

全国へ、鎌ヶ谷の梨を送りませんか？

「鎌ヶ谷の梨」インターネット予約販売

☎農業振興課 ☎445・1233

※送料全国一律1,100円
 ※購入可能箱数の制限なし
 ※カード決済／PayPay残高払い／
 代金引換
 ※申込先着順

種類が
豊富たん!

発送時期 8月中旬より順次発送

予約 7月1日(水)午前9時から申し込みフォームで

URL <https://shopping.geocities.jp/kamagayanashinokai>

鎌ヶ谷市特産の梨を全国に広くPRするため、限定2,000箱を特別価格でインターネットによる予約販売を実施します。

今年は、昨年までの4品種(豊水、新高、かおり、あきづき)に、人気品種「幸水」が加わりました。「幸水」は柔らかい果肉に果汁がたっぷり含まれ、強い甘みが特徴です。

テーマは「人生100年時代 ～コロナ禍でも元気に過ごすために～」

第8回鎌ヶ谷市「シルバー川柳」

☎高齢者支援課 ☎445・1375

幅広い世代への敬老意識の向上を目指し、ユーモアとウィットに富んだシルバー川柳を募集します。

テーマ「人生100年時代 ～コロナ禍でも元気に過ごすために～」

対象 市内在住の人

応募句数 1人につき1句まで(自作で未発表のもの)

応募方法 応募作品と、住所・氏名・年齢・電話番号を記入して、8月14日(金)まで(必着)にはがきで高齢者支援課 ☎273-0195 / ☎443・2233、または市ホームページの高齢者支援課高齢者福祉係のお問い合わせメールから(作品は内容欄に入力)

作品募集

作品の展示など

- ◆応募作品は、敬老の日(9月21日(月))に合わせ市ホームページで公表します
- ◆全応募作品をシルバー世代(65歳以上)の部と一般の部に分けて、各部から最優秀作品を1点、優秀作品を2点選出・表彰します
- 注意 ●入賞作品については、作者の氏名とともに市ホームページなどで公表します
- 応募作品の一切の権利は市に帰属します

長寿を祝福して敬老祝金を贈呈します

☎高齢者支援課 ☎445・1375

人生の節目を迎える市民の皆さんの長寿を祝福して、88歳もしくは99歳以上になる人に、市から敬老祝金を贈呈します。対象者には6月下旬に案内通知を郵送します。

対象 昭和6年9月2日～昭和7年9月1日、もしくは大正10年9月1日以前の生まれで、令和2年9月1日時点で住民基本台帳に3カ月以上記載されている人

生け垣・庭木の適正管理をお願いします

☎道路河川管理課 ☎445・1453



これからの季節は、生け垣や庭木が大きく成長します。枝などが道路にはみ出していると、通行を妨げたり見通しを悪くしたりし、思わぬ事故を誘発する恐れがあり危険です。土地の管理者は、枝などが道路にはみ出さないよう剪定(せんてい)などを行い、適正に管理しましょう。

ありの便利

最近、あちこちの飲食店で「お持ち帰り出来ます」「テイクアウト始めました」などと書かれたポスターや看板を目にします。店の駐車場に料理や総菜を並べて販売しているところも見かけました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため社会全体が活動を抑制した結果、多くの産業が大打撃を受けています。外出自粛で客足が遠のいた外食産業も被害は甚大です。飲食店は生き残りのため、テイクアウト(持ち帰り)販売に力を入れています。

普段はテイクアウトをあまり利用しないわが家

ですが、最近は少しでも地元の飲食店に貢献できればと週に一、二回テイクアウトで夕飯を購入しています。カレー、かつ丼、寿司、ピザなど…。持ち帰りのできるメニューは、他にもたくさんあるでしょう。

鎌ヶ谷市では、売り上げが三分の一以上減少した事業者には10万円支給、市の融資の利子補給率の引き上げなど中小企業等への独自支援策を行っています。飲食店向け支援事業では、市民と協働のテイクアウトプロジェクト「#かまがやエール飯」も実施しています。

「#かまがやエール飯」は、客や店側がテイクアウト商品をスマートフォンで写真に撮り、インターネット上のSNSに投稿する事業です。見た人がSNSで再び投稿すればその情報が拡散され、テイクアウト商品が多くの人に知ってもらえるという仕組み。市

民みんなが参加して地元の飲食店を支え合う取り組みです。

先日、新型コロナウイルスを特集したテレビ番組を見た際、フランスの経済学者の言葉に強い印象を受けました。思想家でもあり「欧州の知性」と呼ばれるジャック・アタリ氏はインタビューで、パンデミックの今こそ「利他的」に行動すべきだと答えていました。

確かに新型コロナウイルスの感染拡大を収束させ、社会活動を維持するためには「競争」ではなく「協力」が不可欠です。自分のためだけでなく他者のために行動すること、みんなで支え合うことが大切です。テイクアウトには「利他」の精神が宿っていると思います。

(市魅力発信アドバイザー)

